証券コード　8075
平成28年６月８日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜二丁目６番18号
神鋼商事株式会社
代表取締役社長　山口　育廣

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討され、14頁から15頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、**平成28年６月27日（月曜日）午後５時15分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時	平成28年６月28日（火曜日）午前10時
2. 場　　所	大阪市中央区北浜二丁目６番18号　当社18階会議室
3. 目的事項	■ **報告事項**　1. 第98期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第98期連結計算書類監査結果報告の件 ■ **決議事項**　第１号議案　株式併合の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役９名選任の件 第４号議案　監査役２名選任の件 第５号議案　補欠監査役１名選任の件 なお、招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は別添の第98期「報告書」に記載のとおりであります。
4. その他本招集ご通知に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.shinsho.co.jp/）に掲載しておりますので、別添の第98期報告書には記載しておりません。したがって第98期報告書に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
5. 招集にあたっての決定事項	14頁から15頁までに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
●なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（**アドレス http://www.shinsho.co.jp/**）に掲載させていただきます。
●当日当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　株式併合の件

１．提案の理由

全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。1,000株単位の上場会社は平成30年10月１日までに100株へ移行することが要請されたことを踏まえ、本年10月１日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。単元株式数を変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について10株を１株にする併合を行うことといたしました。そのため、発行可能株式総数については、株式の併合に応じて、現行の２億７千万株から２千７百万株に変更することといたします。

２．併合の割合

当社の株式について、10株を１株に併合いたします。

なお、併合の結果、その所有株式の数に１株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法第235条の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その売買代金を端数の割合に応じて交付いたします。

３．株式の併合がその効力を生じる日（効力発生日）

平成28年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

27,000,000株

５．その他手続き上の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合(10分の１)に応じて発行可能株式総数を２億7,000万株から２千700万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月１日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。(変更案第6条、第8条、附則)

(2)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年５月１日に施行され、あらたに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、規定を変更するものであります。本議案のうち、定款第28条を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第28条、第36条)

２．定款の変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現　行　定　款	変　更　案
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、２億7,000万株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、２千700万株とする。
第８条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第８条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100株とする。

現　行　定　款	変　更　案
第28条（取締役の責任免除） 　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	第28条（取締役の責任免除） 　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
第36条（監査役の責任免除） 　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	第36条（監査役の責任免除） 　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
（新設） （新設） （新設）	（附　則） 第１条 　第６条及び第８条の変更は、平成28年10月１日をもって、その効力を生じるものとする。 第２条 　前条及び本条は、前条の効力発生後、平成28年10月１日をもって削除するものとする。

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員することとし、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式の数
43,000株

候補者番号 1　山口 育廣（やまぐち いくひろ）（昭和26年11月22日生）　再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年４月	株式会社神戸製鋼所入社
平成16年４月	同社執行役員
平成19年４月	同社常務執行役員
平成21年４月	同社専務執行役員
平成22年４月	同社副社長執行役員
平成22年６月	同社代表取締役副社長
平成26年６月	当社代表取締役社長
	現在に至る

重要な兼職の状況

三櫻工業株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由：山口 育廣氏は、株式会社神戸製鋼所の代表取締役副社長を経て、平成26年6月から当社代表取締役社長を務めております。当社グループにおける経営全般、グローバル事業の管理・監督機能を担っております。取締役会においては議長を務め、取締役会の意思決定の機能を高めております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
39,000株

候補者番号 2　津村 拓良（つむら ひろよし）（昭和29年11月30日生）　再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年４月	株式会社神戸製鋼所入社
平成19年４月	同社執行役員
平成22年４月	同社常務執行役員
平成23年６月	当社専務執行役員、鉄鋼本部副本部長
平成27年６月	当社代表取締役、専務執行役員鉄鋼本部長、神戸支社担当
	現在に至る

取締役候補者とした理由：津村 拓良氏は、株式会社神戸製鋼所の常務執行役員を経て、平成23年6月に当社専務執行役員、鉄鋼本部副本部長に就任し、平成27年6月からは代表取締役専務執行役員、鉄鋼本部長を務めております。同氏は長年にわたり鉄鋼事業に従事し、同事業に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
46,000株

候補者番号 3 小林 清文（こばやし きよふみ）（昭和29年４月13日生） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年４月	当社入社
平成18年６月	当社執行役員
平成22年６月	当社常務執行役員
平成24年６月	当社取締役、常務執行役員 非鉄金属本部長
平成25年６月	当社取締役、専務執行役員 非鉄金属本部長
平成27年６月	当社代表取締役、専務執行役員 非鉄金属本部長
	現在に至る

取締役候補者とした理由：小林 清文氏は、当社に入社後、非鉄金属部門に従事し、平成18年6月に当社執行役員非鉄金属本部副本部長を経て、平成24年6月から当社取締役に就任し、平成27年6月からは当社代表取締役専務執行役員、非鉄金属本部長を務めております。長年にわたり非鉄金属事業に従事し、同事業に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
36,000株

候補者番号 4 大西 健司（おおにし けんじ）（昭和30年４月１日生） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年４月	当社入社
平成19年６月	当社執行役員
平成22年６月	当社常務執行役員
平成27年６月	当社取締役、専務執行役員 機械・情報本部長
	現在に至る

取締役候補者とした理由：大西 健司氏は、当社に入社後、平成19年6月に当社執行役員機械・情報本部副本部長を経て、平成22年には当社常務執行役員に就任後、平成25年6月から神鋼商貿（上海）有限公司董事長兼総経理として、当社のグローバルビジネス展開に尽力しました。平成27年6月からは当社取締役専務執行役員、機械・情報本部長を務めております。長年にわたり機械・情報産業事業に従事し、同事業に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
63,000株

候補者番号 5 おかもと としかず
岡本 利一（昭和30年１月３日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年４月	当社入社
平成20年６月	当社執行役員
平成23年６月	当社常務執行役員
平成24年６月	当社取締役、常務執行役員
平成27年６月	当社取締役、専務執行役員 経営企画部・人事部・総務部 法務審査部・資金部 海外地域管掌、監査部担当
	現在に至る

取締役候補者とした理由：岡本 利一氏は、当社に入社後、平成20年6月に当社執行役員経営企画部長を経て、平成24年6月には当社取締役常務執行役員に就任し、平成27年6月には取締役専務執行役員として管理部門全般を管掌しております。経営全般及び管理・運営業務における豊富な経験と高い見識を有しておりますことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
39,000株

候補者番号 6 ひろの やすお
廣野 安生（昭和29年１月４日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年４月	当社入社
平成22年６月	当社執行役員
平成25年６月	当社取締役、常務執行役員 溶材本部長
	現在に至る

取締役候補者とした理由：廣野 安生氏は、当社に入社後、平成19年6月に溶材本部業務企画室長に就任後、平成22年6月には当社執行役員、神鋼商貿（上海）有限公司董事長兼総経理として当社のグローバルビジネス展開に尽力しました。平成25年6月には当社取締役常務執行役員、溶材本部長に就任し、溶材事業での長年にわたる豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
7,000株

候補者番号 こみやま つかさ
7 小宮山 司（昭和37年２月12日生）

再任 社外取締役

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年８月	公認会計士登録
平成２年９月	京橋監査法人入社
平成３年２月	税理士登録
	小宮山司税理士事務所開設
	（現　GMA税理士法人小宮山事務所）
	現在に至る
平成17年７月	京橋監査法人代表社員
	現在に至る
平成26年６月	当社取締役
	現在に至る

重要な兼職の状況

京橋監査法人代表社員
GMA税理士法人小宮山事務所所長

社外取締役候補者とした理由：小宮山 司氏は、公認会計士として財務及び会計に関して豊富な経験と幅広い見識を有し、監査法人での経験も長く、また、税理士として会社の経営についても深く携わっていることから、その専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は平成26年6月から当社の社外取締役に就任しており、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間であります。



所有する当社の株式の数
10,000株

候補者番号 ごとう たかし
8 後藤 隆（昭和32年１月11日生）

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年４月	株式会社神戸製鋼所入社
平成19年４月	同社鉄鋼部門薄板営業部長
平成22年４月	同社鉄鋼事業部門厚板営業担当理事
平成23年４月	同社執行役員鉄鋼事業部門厚板営業部、薄板営業部の担当
平成25年４月	同社常務執行役員鉄鋼事業部門線材条鋼営業部、厚板営業部の担当
平成27年４月	同社常務執行役員鉄鋼事業部門線材条鋼営業部の担当、同営業全般の担当
平成28年４月	同社常務執行役員鉄鋼事業部門長付、当社顧問
	現在に至る

取締役候補者とした理由：後藤 隆氏は、株式会社神戸製鋼所において平成23年4月に執行役員を経て、平成25年4月からは同社常務執行役員を務めております。平成28年4月には当社顧問に就任しました。同氏は長年にわたり鉄鋼事業全般に従事し、同事業に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
10,000株

候補者番号 9 **阪本 清**（さかもと きよし）（昭和24年３月17日生）

新任 社外取締役

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年４月	司法修習修了、弁護士登録（第一東京弁護士会）
	現在に至る
平成14年６月	朝日信用金庫監事
	現在に至る
平成20年６月	株式会社全農ビジネスサポート監査役
	現在に至る
平成26年６月	協同住宅ローン株式会社監査役
	現在に至る

重要な兼職の状況

朝日信用金庫監事
株式会社全農ビジネスサポート監査役
協同住宅ローン株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由：阪本 清氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、経営の監視を遂行するのに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

（注）１.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２.小宮山 司氏及び阪本 清氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に基づく独立役員に指定しております。
３.社外取締役との責任限定契約について
当社は、小宮山 司氏及び阪本 清氏の選任が承認された場合は、当社定款第28条第２項の規定に基づき、両氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役 内藤 三郎、同 吉田 達樹の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、退任されますので、あらためて監査役２名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式の数
30,000株

候補者番号 1　大城 誠市（おおしろ せいいち）（昭和30年３月12日生）　新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和53年４月	当社入社
平成16年４月	当社企画人事部担当部長
平成18年６月	当社経営企画部経理担当部長
平成23年７月	当社経営企画部担当役員補佐
平成24年６月	当社執行役員（経営企画部・人事部担当）
平成27年４月	当社執行役員（経営企画部・人事部担当、九州支社担当、中国支店担当）現在に至る

監査役候補者とした理由：大城 誠市氏は、当社に入社後、企画人事部担当部長、経営企画部経理担当部長、経営企画部担当役員補佐を経て、平成24年6月には当社執行役員（経営企画部・人事部担当）に就任しました。同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その経験及び見識は監査役の職務に資するものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
10,000株

候補者番号 2

淨弘 明彦（じょうぐ あきひこ）（昭和27年９月17日生）

新任　社外監査役

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和52年４月	株式会社神戸製鋼所入社
平成10年４月	同社エンジニアリング事業部技術センター化学プラント技術担当部長
平成13年４月	株式会社神鋼環境ソリューション技術開発本部開発企画室参与
平成20年６月	同社執行役員
平成23年４月	同社常務執行役員
平成23年６月	同社取締役常務執行役員
平成24年４月	同社取締役専務執行役員
平成27年４月	同社代表取締役専務執行役員
平成28年４月	同社取締役専務執行役員 現在に至る

社外監査役候補者とした理由：淨弘 明彦氏は、株式会社神戸製鋼所において、長年にわたり海外化学プラントのエンジニアリングに従事した後に、平成13年４月からは、株式会社神鋼環境ソリューションの技術開発本部の業務に従事し、執行役員、常務執行役員、専務執行役員を経て、平成27年４月には代表取締役専務執行役員として業務執行し、現在は同社取締役専務執行役員であります。同氏の技術開発及びエンジニアリングにおける豊富な経験及び幅広い識見を活かし、客観的・中立的立場から有益な助言をいただき、また、適切に監査業務を遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

（注）１.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２.淨弘 明彦氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
３.監査役との責任限定契約について
当社は、淨弘 明彦氏の選任が承認された場合は、当社定款第36条第２項の規定に基づき、当社と同氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。また、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、大城誠市氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

本総会開催の時をもって、平成27年６月25日開催の第97回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役　門脇 良策氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式の数
0株

やまぢ　としゆき
山地 敏行（昭和45年12月7日生）

社外監査役

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成５年４月	株式会社神戸製鋼所入社
平成18年１月	同社経理部主任部員
平成24年４月	同社経営企画部主任部員
平成28年４月	同社経営企画部担当部長
	現在に至る

補欠の社外監査役候補者とした理由：山地 敏行氏は、株式会社神戸製鋼所での長年の経歴及び同社の経営スタッフとしての現職の経験を活かし、当社の経営全般に対する監査機能を充分果たしていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

（注）１.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２.山地 敏行氏は、補欠の社外監査役候補者であり、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役の要件を満たしております。
３.社外監査役候補者（補欠）と特定関係事業者の関係について
山地 敏行氏は、当社の特定関係事業者である株式会社神戸製鋼所において、経営企画部担当部長として勤務しており、同社の業務執行者であります。
４.監査役との責任限定契約について
当社は、本議案が原案どおり承認され、かつ欠員補充の必要が生じ、山地 敏行氏が社外監査役に就任した場合には、当社定款第36条第２項の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

（ご参考）

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）が次の各項目に掲げる基準のいずれにも該当することが無い場合に、当該社外役員に独立性があると判断する。

	項　目	基　準	過去要件 近親者要件
1	当社グループの主要な取引先又はその業務執行者	取引額が直前事業年度における当社グループの連結売上高の**2％**を超える取引先	・**過去３年間**において左記のいずれかに該当していた者 ・左記のいずれかに掲げる者の**二親等以内**の親族
2	当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者	直前事業年度における当社グループへの取引額が連結売上高若しくは総収入金額の**2％**の額を超える者	
3	当社の大株主又は当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者	総議決権の**10%**以上の議決権を直接又は間接的に保有している者	
4	当社グループから役員報酬以外に多額の金額その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するものをいう。）	当社グループから役員報酬以外に直前の事業年度において**1,000万円**を超える財産を得ている者	
5	当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者	当社グループから直前の事業年度において**1,000万円**を超える財産を得ている者	
6	当社グループが主要株主である会社の業務執行者	当社グループが総議決権の**10%**以上の議決権を保有している者	
7	当社グループが借り入れを行っている主要な金融機関又はその親会社若しくは子会社の業務執行者	直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の**2％**を超える金融機関	
8	その他	前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者	－

以　上

議決権行使についてのご案内

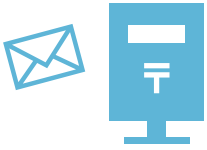
株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会へご出席願えない場合は、以下の方法によって議決権を行使することができます。

郵　送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
お早めにご返送ください。

行使期限 **平成28年6月27日 午後5時15分まで**

返送先：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部



インターネット

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

行使期限 **平成28年6月27日 午後5時15分まで**



パソコンの場合

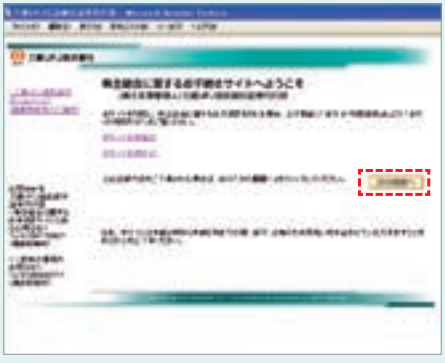
議決権行使サイト http://www.evote.jp/



議決権行使書用紙に記載された**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

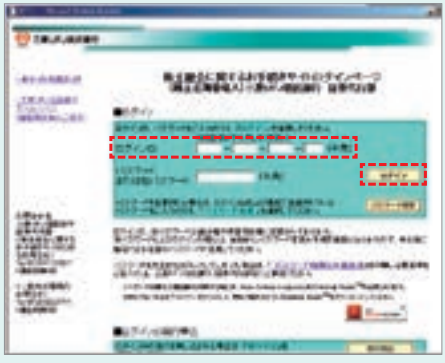
1 議決権行使サイトへアクセス

「次の画面へ」をクリック



2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



ご注意事項

- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございますのでご了承ください。
- 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ※のいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3 メニューから議決権行使を選択

新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード確認欄」の両方に入力し「送信」をクリック



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
  ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
  ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン又は携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について（インターネット接続料金）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※「ｉモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法による議決権行使方法として、左記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

株主総会会場ご案内図

会 場

淀屋橋スクエア 18階（当社 会議室）

大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番18号

TEL 06-6206-7010（代表）



淀屋橋スクエア

京阪地下通路19番出口すぐ
（徒歩０分）

交通のご案内

- 地下鉄御堂筋線・京阪本線 「淀屋橋」 駅 12・13番出口 から徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪本線 「北　浜」 駅 25番出口 から徒歩5分

※駐車場のご用意はございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。